

北里大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第2条第1号の規定に基づき、北里大学、及び北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校に在籍する学生の学業を奨励するため、学業成績及び人物が優秀な者を表彰することを目的とする。

(各賞及び受賞者)

第2条 表彰は、北里賞、北島賞及びオスカーフェルゼンフェルド賞とし、各賞の受賞者は次のとおりとする。

- (1) 北里賞 学祖北里柴三郎博士の偉業にちなみ、北里大学各学部及び北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校の最高学年に在籍する学生の中から、学業成績及び人物が優秀な者を卒業に際し表彰する。
- (2) 北島賞 学祖の高弟である北島多一博士の偉業にちなみ、北里大学各学部の最高学年を除く各学年次の在籍学生の中から、その年度の学業成績及び人物が優秀な者を表彰する。
- (3) オスカーフェルゼンフェルド賞 米国熱帯病の権威者で北里研究所の名誉所員であるオスカーフェルゼンフェルド博士からの寄附を基金として定められた奨学制度で、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校の最高学年を除く各学年次の在籍学生の中から、その年度の学業成績及び人物が優秀な者を表彰する。

2 前各号のほか、特に表彰するに足る学生があったときは、これを表彰することがある。

(受賞者数)

第3条 北里賞、北島賞及びオスカーフェルゼンフェルド賞の各(学)科及び専攻単位の受賞者数は、入学定員60人に対して1人を基準とする。

(選考基準)

第4条 北里賞、北島賞及び、オスカーフェルゼンフェルド賞の選考基準は、北里大学各学部、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校において別に定める。

(受賞者の決定)

第5条 第2条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する受賞候補者は、学業成績及び人物調査等の資料に基づき、北里大学各学部にあつては学科及び専攻ごとに教授会、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校にあつては科ごとに教師会で選考する。受賞者は北里大学にあつては学長、北里大学保健衛生専門学院にあつては学院長、北里大学看護専門学校にあつては学校長がこれを決定する。

2 第2条第2項の受賞者については、別に定める。

(通知)

第6条 受賞者が決定したときは、これを本人及び父母に通知する。

(表彰)

第7条 表彰は、原則として毎年次のとおり行う。

- (1) 北里賞 卒業式当日受賞者に対して賞状及び記念品を授与する。
- (2) 北島賞 各学部のオリエンテーション時等に受賞者に対して賞状及び奨学金を授与する。
- (3) オスカーフェルゼンフェルド賞 入学式当日受賞者に対して賞状及び奨学金を授与する。

2 第2条第2項の受賞者の表彰については、別に定める。

(受賞の取消し)

第8条 受賞者が、受賞した年度内に退学、休学等によりその年度の学業が継続できないとき、又は学則に著しく反する行為のあったときは、受賞を取り消すことがある。

(事務局)

第9条 この規程に関する事務は、教学センター事務室が担当する。

(細則)

第10条 この規程の運用に関し必要な事項は、細則を定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は平成7年4月1日から施行する。

2 第3条各号に定める受賞者数は、平成7年度から適用する。

附 則

この規程は、平成7年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。